

# 学校施設使用規定

シンガポール日本人学校 中学部

1. 学校使用可能施設は、グラウンド・体育館・道場のみとする。
2. 平成27年度より本校の学校施設使用団体は規定の施設使用料金を支払うこととする。  
※料金表は別途掲載
3. 本校の施設使用は、毎年2月に本校ホームページより年間利用団体申請をし、3月の会議に出席して許可を得た団体のみとする。また、その団体は次項6に定める利用対象者で構成される。
4. 年間利用団体の活動として申請した活動内容以外の目的で本校の施設を使用することはできない。前項3. に定める団体が合同練習等を実施する場合は、事前に学校と相談するとともに別途「学校施設目的外使用許可申請書」と当日の「施設使用者（参加者）名簿」を1週間前までに提出することとする。

5. 使用時間は以下の通りとする。

	土・日・祝日・休校日
校庭	8:00~18:00
体育館	8:00~18:00
道場	8:00~18:00 平日 18:30~20:30 (要相談検討)

※原則として授業日には貸し出さない。

※1団体に付き貸し出しは1回につき最大半日（5時間）とする。

※空きがある場合、貸し出しは1団体に付き2回までとする。

6. 利用対象者は、以下の範囲とする。

- (1) PTA関係
- (2) 日本人会
- (3) 日本人会運動部が認めた一般スポーツ振興団体
- (4) その他支障がないと認められる団体

※ ただし、上記にもかかわらず、下記のいずれかに該当する場合は使用を許可しない。

- ① 宗教上の目的をもった活動をする場合。
- ② 私的慈善教育もしくは博愛の事業を目的とする活動をする場合。
- ③ 営利事業を目的とする場合。
- ④ 教育上または管理上支障があると認められる場合。
- ⑤ 公益に反する恐れがある場合。
- ⑥ その他支障があると認める場合。

7. 使用に関しては次の事項を遵守するものとする。

< 共通 >

- 万が一学校施設や備品を破損してしまった場合は、セキュリティに、状況を申し出るとともに、危険物は、速やかに片付ける。

- 校内の器物・資産を破損もしくは損傷させた場合には使用団体が弁済の義務を負うものとする。
- 弁当の食べ残し、幼児用オムツなどすべてのゴミは原則持ち帰りにて、各団体（使用者）が責任をもって処分をする。（学校のゴミ箱に捨てないこと）
- 使用にかかわる事故について 学校は一切の責任を負わない。
- 使用終了後、責任者はセキュリティに報告してから退校する。
- 使用者は、所定の手続きを滞りなく行うと共に、使用に際しては礼儀正しく振舞う。
- 使用許可された場所以外には立ち寄らない。  
（空き教室、倉庫、職員用シャワー室など）

#### < 校庭 >

- スパイク類の靴の使用は認めない。
- 当日の雨、前日の雨などによって校庭が柔らかいとき（足跡がつく程度）には、使用を中止する。
- 使用中に雨が降り、校庭の状況が悪くなった場合には、直ちに使用を中止する。
- 使用後はグラウンド整備（クラウンドのトンボがけ）を行う。
- サッカーゴールを移動した場合は元の位置に必ず戻す。
- 使用場所は運動場に限り、校舎内への立ち入りは一切禁止する。特に、体育館での遊びなどしないようにする。
- 校庭の遊具の使用は認めるが、事故やけが等の責任は、使用団体が負うものとする。
- 体育倉庫内の備品（ラインカー、石灰、ボール）等は勝手に使用しない。
- 使用者は、団体及び個人の用具等を倉庫や校内に置かないこと。学校は一切責任を負わない。
- トイレは1階理科室横のトイレのみを使用する。使用后、責任者は点検・清掃をし、清潔に保つよう努める。
- 練習を見学されている幼児が、校内を走り回ったり、自転車やキックボード、ローラースケート等をピロティや校舎内で乗らないよう、保護者が責任を持って管理する。
- ピロティでの球技は禁止。鉢もの植物などに被害を与えないようにご注意ください。

#### < 体育館 >

- ステージは使用できない。（必要なときは申し出てください。）
- 体育館内は上履きで使用する。
- 使用后モップ、ほうき等で清掃をする。
- 体育館倉庫内への出入りしないようにすると共に、倉庫内の備品の使用はしない。
- 屋外で使用する道具は、体育館内での使用を禁止する。ただし、屋内専用の道具を準備できる場合は、その限りではない。  
※屋内専用の道具を用意できない場合は、体力トレーニング等を行ってください。
- トイレは2階のトイレのみを使用する。使用后責任者は点検・清掃をし、清潔に保つよう努める。

#### < 道場 >

- 道場内は裸足または上履きで使用する。

- 使用後モップ、ほうき等で清掃をする。
- 屋外で使用する道具は道場内での使用を禁止する。ただし、屋内専用の道具を準備できる場合は、その限りではない。  
※屋内専用の道具が用意できない場合は体力トレーニング等を行ってください。
- トイレは1階の理科室横のトイレのみを利用する。
- 使用後、責任者は点検・清掃をし、清潔に保つよう努める。
- 倉庫は開けない。
- エアコンの使用は、施設使用の申し込みをした時間とする。退室の際、室温を26度に設定し、スイッチを必ずOFFになっているかどうかを確認する。
- エアコンの使用については使用料金規定に従う。(使用料金規定は別途掲載)

## 8. その他

- (1) 申請は施設利用の1カ月前までにすること。(9月分は7月に受付も可能)
- (2) 申請手続きには、申し込み責任者がホームページより用紙を取得して記入の上、来校またはメール送信にて行う。原則として学校の休業日には受け付けない。
- (3) メールの場合、本校より受領の返信が届いた時点で申請の受け付けとなる。
- (4) 飲食を目的とした使用(パーティーやお楽しみ会等)は認めない。
- (5) 学校の事情で使用を中止することがある。その際には学校から事前に連絡をする。
- (6) 保護者で幼児を連れてこられる場合には、安全上の確保と共に校舎内への立ち入り、学校備品の使用など目的外の行動がないように十分留意する。
- (7) 生徒は、放課後のクラブ活動のために学校に残ることはできない。下校バスで下校した後、保護者の責任において送り迎えをする。
- (8) 校内に自家用車を駐車する場合は、事前に番号を届け、セキュリティの指示に従うこと。駐車場所は、校内の駐車場のみとし、それ以外の場所への駐車は一切認めない。また、校内の事故については一切の責任を学校は負わない。
- (9) 使用後は速やかに退校する。
- (10) 学校周辺住民への迷惑にならないようにする(騒音等)。
- (11) 小・中学生のみによる申請は受け付けない。また、小・中学生のみでの利用は認めない。必ず、責任者または保護者が付き添う。

**校内は禁煙です。喫煙は校外にてお願いします。**

**また、各自吸い殻の処理をしてください。(ポイ捨て禁止)**

平成23年(2011)12月19日改訂  
平成27年(2015)2月6日 改訂